

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年6月26日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
 - イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 2 国名：インド 担当：インド事務所
案件名：ミゾラム州持続可能な農業のための土地・水資源開発計画調査

1 契約予定期間：2013年8月下旬～2015年4月中旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における土地・水資源開発に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年7月10日から2013年7月12日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年7月10日から2013年7月16日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年7月26日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 8月上旬
- (5) 契約交渉 : 8月中旬

5 業務の目的

インド国北東部のミゾラム州は、少数民族(指定部族)が人口(約100万人)の9割以上を占める山岳州で、人口の約6割が農業を営む。農家の9割が傾斜地での移動焼畑耕作(現地名Jhum cultivation)により生計を維持しているが、近年の人口増加とともに焼畑による森林荒廃などの問題が指摘されている。インド国他地域に比べ降雨量は著しく高いことから、水資源の有効活用が農業生産性の向上に結びつくことが期待されるが、州のほぼ全土が急峻な山間地のため灌漑計画の策定は容易でなく、灌漑率は11%とインド国で最も低水準であり、低い農業生産性に加え安価な他州の作物の流通もあって同州の食糧自給率は約3割にとどまっている。地域の小農の貧困削減、生計向上に資するため、長期的な灌漑整備計画の整備、及び灌漑地における営農作物の換金性、流通経路や市場へのアクセスなどミゾラム州農業開発潜在性の総合的分析に基づく農業開発マスタープランの策定が求められている。こうした先方のニーズを精査し、調査内容を確定すべくJICAは2012年2月、詳細計画策定調査を実施し、その結果を受け2013年4月、討議議事録(R/D)を締結している。

本業務の目的は、以下のとおりである。

1) ミゾラム州において、農業生産性及び農民の生計の持続的な向上をめざし、土地・水資源の開発及び管理にかかるマスタープランを作成する。マスタープランにおいては、社会、経済、自然条件の多様性を反映した複数の土地・水資源開発モデルを提案する。

2) 上記マスタープランをベースとし、小規模灌漑プロジェクトの計画過程を改善する。具体的には、個々の灌漑施設の詳細設計(Detailed Project Report、以下DPR)において、技術、財務、組織分析を取り入れ、同州政府関連部局及び農民の参加を伴うなど作成過程を改善したDPR作成モデルを開発し、その有効性について実証する。

6 業務の範囲及び内容

(1)業務対象地域

ミゾラム州全県

(2)相手国関係機関

ミゾラム州小規模灌漑局のほか、同州農業局、園芸局、土壌・水保全局など

(3)業務内容

【フェーズ1】

- (ア)ミゾラム州政府機関への技術移転計画の策定
- (イ)調査課題、本調査の位置付け等の再確認
- (ウ)インド国側政策・プログラムに関するレビュー
- (エ)土地利用調査
- (オ)水文・水資源利用調査
- (カ)マーケティング・農業生産調査(その1)
- (キ)農民の生計向上に対する開発ポテンシャルおよび阻害要因の分析
- (ク)ミゾラム州全体の類型化および開発ポテンシャル・阻害要因の明確化
- (ケ)現行のミゾラム州小規模灌漑局の事業実施プロセスの把握と改善案の検討
- (コ)モデル地域候補の選定(案)
- (サ)マスタープランの策定

(シ) モデル地域におけるモデルDPR実証事業計画(案)の策定および水文調査の実施

(ス) 研修計画の検討及び実施

【フェーズII】

(ア) モデルDPR実証のための情報収集およびモデルDPR実証の実施(モデル地区でのDPR作成及び実証)

(イ) マーケティング・営農および農家経済調査(その2)

(ウ) モデルDPRの最終化

(エ) アクションプランの最終化

7 成果品等

- (1) インセプションレポート(2013年9月上旬)
- (2) プロGRESSレポート1(2014年2月上旬)
- (3) インテリムレポート(2014年5月下旬)
- (4) プロGRESSレポート2(2014年12月下旬)
- (5) ドラフトファイナル・レポート(2015年2月下旬)
- (6) ファイナルレポート(2015年4月中旬)
- (7) 業務実施報告書(2015年4月中旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/農村開発計画(評価対象予定者)
- (2) 灌漑/水資源開発計画/水文(評価対象予定者)
- (3) 営農/稲作(評価対象予定者)
- (4) 園芸作物栽培/農地保全
- (5) 施設計画/積算/施工計画
- (6) 土地利用計画/データベース/GIS
- (7) 農業経済/経済分析
- (8) マーケティング/収穫後処理
- (9) 農村社会/農民組織/農村金融
- (10) 研修/業務調整
- (11) 環境社会配慮
- (12) 内水面漁業

9 特記事項

- ・2012年2月に詳細計画策定調査実施済み
- ・共同企業体の結成を認める予定

注: 本案件概要は予定段階のものでありますので詳細については変更される場合もあります。